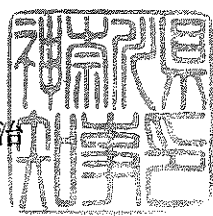


水第 1993 号  
令和 5 年 1 月 23 日

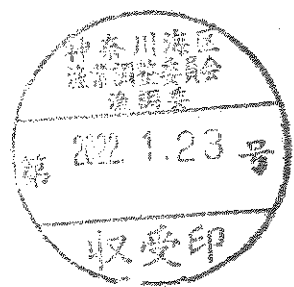
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かれい、すずき、めばる一枚網漁業	4	定めなし	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、下記点Aから点Bを結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第1号、共第2号及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。 点A 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上 点B 共第3号と共第4号の境界の最東端	1月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの9cm以上 (2)めばるを目的とするもの6cm以上 2 網の張立時間 15時から翌日10時までとする。	令和5年2月10日から同年3月9日まで	令和5年3月31日から令和8年7月31日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

くえ枚網漁業	同上	同上	共第2号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地を有している者かつ共第2号共同漁業権の漁場の区域においてくえ枚網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	なし	同上	令和5年4月25日から令和9年3月2日まで
--------	----	----	--	----------------	---	----	----	-----------------------

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。